

令和 2 年 4 月 3 日

第 13294 号(金曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示				
○救急病院の認定 (	地域医验	寮推进	连室)	1
○救急診療所の認定	(	司	)	1
○県道の区域の変更	(道)	路整備	<b>帯課)</b>	1
○県道の供用の開始	(	同	)	2
○道路の占用を制限する区域の指定	(	司	)	2
公 告				
○特定調達契約に係る企画提案書の募集	公告			
	(行ī	<b>攻経</b> 常	営課)	3
○特定調達契約に係る入札公告	(管	財	課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申	請公告			
	(県)	<b>圣交</b> 》	<b></b> た課)	6
○土地改良区の定款変更認可公告	(農	業基盤	盆課)	6
○初古計画の亦更に反え回事の名しの紛	能从此			

○入札公告 (警察本部) 7 教育委員会 ○教員確保・指導力向上推進室の廃止 10 ○教育振興・教員確保指導力向上推進室の設置 10 ○保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校 総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる 地の指定 10 公安委員会 ○地域交通安全活動推進委員の委嘱 10 ○少年指導委員の委嘱 13 監查委員 ○包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表 14

告示

(都市計画課)

#### 石川県告示第122号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定 した。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
森田病院	小松市園町ホ99番地1	令和2年4月1日	令和5年3月31日
独立行政法人地域医療機能推進機	金沢市沖町ハの部15番地	令和2年4月1日	<b>△</b> 和 5 年 2 日 21 日
構金沢病院	金沢川州町八〇戸前15街地	7和2年4月1日	7和3年3月31日
高田整形外科内科医院	金沢市下新町6番36号	令和2年4月1日	令和5年3月31日

#### 石川県告示第123号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

名	称	所	在	地	認定年月日	認定の有効期限
三秋整形外科医院		金沢市諸江町	上丁320看	<b></b>	令和2年4月1日	令和5年3月31日

### 石川県告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。 令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道	路	の		区	域		関係図面の
始 禄 名	変 更 0	り区	間	[E	日新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
	珠洲市若山町鈴内元直村	寸大字野々	江壱○部20	)番	ΙП	0 61 - 11 09	47.8	水纵上上
高屋出田線	1 地先から				旧	8. 61~11. 03	47.8	珠洲土木
同座山田豚	珠洲市若山町広栗元直村	讨大字野々	江壱○部38	3番	新	10.55~14.49	47.8	事務所 無持管理課
	1 地先まで				利	10.55~14.49	47.8	維持官建議
	珠洲市若山町広栗元直村	寸大字野々	江壱○部38	3番	旧	5.80~ 9.24	69. 7	
IJ	1 地先から			-	V-05 10			ıı ı
	珠洲市若山町出田五参部	第18番地先	まで		新	5. 80~24. 45	69. 7	
大谷狼煙	珠洲市馬緤町壱五字109	番1地先か	126		旧	5. 25~13. 45	172. 3	,,,
飯田線	珠洲市馬緤町壱五字110	番4地先記	まで		新	8.30~13.45	172. 3	"
华三年四组	珠洲市東山中町元蛸島村	讨壱弐部4	番1地先か	15	旧	28.73~29.50	37. 4	,,
折戸飯田線	珠洲市東山中町元蛸島村	讨壱弐部4	番1地先ま	で	新	28.73~44.05	37. 4	"

#### 石川県告示第125号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
高屋出田線	珠洲市若山町鈴内元直村大字野々江壱〇部20番 1地先から 珠洲市若山町広栗元直村大字野々江壱〇部38番 1地先まで	令和2年4月3日	珠 洲 土 木事 務 所維持管理課
п	珠洲市若山町広栗元直村大字野々江壱○部38番 1 地先から 珠洲市若山町出田五参部18番地先まで	n	n
大谷狼煙飯 田線	珠洲市馬緤町壱五字109番1地先から 珠洲市馬緤町壱五字110番4地先まで	n	"
折戸飯田線	珠洲市東山中町元蛸島村壱弐部4番1地先から 珠洲市東山中町元蛸島村壱弐部4番1地先まで	11	n.

# 石川県告示第126号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。 なお、その関係図面は、令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び関係図面の縦覧場所

道路	の種類	路線名	占用を制限する区域	関係図面の縦覧場所
IE	道	大谷狼煙飯田線	珠洲市馬緤町壱五字109番1地先から	<b>光洲上于東郊市州共營</b> 加調
県	坦	八分派定欧田旅	珠洲市馬緤町壱五字110番4地先まで	珠洲土木事務所維持管理課

3

" 折戸飯田線

珠洲市東山中町元蛸島村壱弐部4番1地先から 珠洲市東山中町元蛸島村壱弐部4番1地先まで

IJ

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年4月3日

公 告

特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定 調達契約に係る企画提案書の募集を実施する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達の概要
- (1) 調達件名及び数量

統合宛名システム調達及び運用保守業務 一式

(2) 調達内容

「統合宛名システム調達及び運用保守業務に係る企画提案募集要領」及び「統合宛名システム調達及び運用保守業務要求仕様書」による。

(3) 納入期限

令和3年2月28日

(4) 納入場所

石川県総務部行政経営課情報システム室が別途定める場所

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- 3 企画提案募集要領等の交付場所等
- (1) 交付場所及び問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部行政経営課情報システム室IT利活用推進グループ

電話 076-225-1321

(2) 交付方法

(1)の交付場所において交付する。

- 4 企画提案書の提出場所等
  - (1) 提出場所及び問合せ先

3(1)の交付場所及び問合せ先と同じ。

(2) 参加表明の期限等

ア 表明期限 令和2年4月24日(金)午後5時

イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和2年5月14日(木)午後5時

イ 提出方法 持参

- 5 企画提案書の採否及び契約
- (1) 4(3)アの提出期限までに提出のあった企画提案書について、後日審査会においてヒアリングを実施する。
- (2) 企画提案書の採否について、(1)の審査会実施後2週間以内に応募者に対し文書で通知し、採用された企画提案書を提出した者と契約条件を協議の上、契約を締結する。
- 6 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 5(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成及び提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、提出書類等は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。
- (4) 詳細は、「統合宛名システム調達及び運用保守業務に係る企画提案募集要領」及び「統合宛名システム調達及 び運用保守業務要求仕様書」による。

#### 7 Summary

(1) Item and quantity of service requested

Outsourcing for procurement and Operation of The Integrated Address Management System - 1 set

(2) Fulfilment end date

28 February 2021

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Deadline for proposal submission

17:00 p.m. 14 May 2020

(5) Contact details

Information Systems Office, Administrative Management Division, General Affairs Department, Ishikawa Prefectural Government 1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1321

#### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

空港用ロータリ除雪車 1台

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月29日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札参加者資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
  - イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、次の(1)及び(2)に示す事項について証明する書類を令和 2 年 4 月 23 日 (木)までに 4 (1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (1) 当該調達物品を確実に納入することができる者であること。
- (2) 納入地区において、当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり、また、修理に必要なサービス工場等を有し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年5月14日(木)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年5月14日(木)午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

落札決定の通知をした日から起算して5日以内(当該期間内に石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日数を加算した期間)に仮契約書を作成し、仮契約を締結しなければならない。なお、この物品の調達契約の締結については、事前に県議会の議決

を要するので、当該仮契約は、県議会でこの物品の調達契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、県は、当該議案が石川県議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased

1 Rotary snow plow (Plow length; 2.6 meters class, 440 Kilowatts class)

(2) Delivery date

By 29 March 2021

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 14 May 2020

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
  - 令和2年3月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たんぽぽ教室

3 代表者の氏名

田中 敬人

4 主たる事務所の所在地

金沢市柿木畠4番14号

5 定款に記載された目的

この法人は、真剣に結婚を考えている男女に対して、よき協力者、相談相手となり、さまざまな教育活動を行う ことにより成婚率の向上を目指し、少子化対策に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。 令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

		土	地	改	良	区	の	名	称		認 可 年 月 日
	小	松	東	部3	Ь	Ŀ	地	改	良	区	令 和 2 年 3 月 27 日
	河	北	潟	沿	岸	土	地	改	良	区	II

7

河原市用水土地改良区

1)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、加賀市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
加賀都市計画道路	
(3・5・51号 温泉中央北線)	了川月 上十如 郑 去社 而細 及 x ho 加 去 建 动 郑 去 社 而 細
(3・5・53号 東山薬師線)	石川県土木部都市計画課及び加賀市建設部都市計画課
(3・6・49号 薬師山線)	

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年4月3日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1) 購入件名

運転教育教本

- (2) 納入予定数量
  - 140,000∰
- (3) 納入期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

- イ 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、仕様書に定めら

れる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和 2 年 4 月 2 3日 (木) までに 5 (1) の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和2年4月24日(金)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先 〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

令和2年4月27日(月)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年4月27日(月)午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

- 1 一般競争入札に付する事項
  - (1) 契約件名

定期健康診断に係る単価契約ほか1件(契約は、別表に定める案件ごとに行う。)

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間及び予定者数 別表のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全

てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

令和2年4月3日(金曜日)

- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結 する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) である者
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力 団又は暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力 団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項に ついて証明する書類を添えて令和2年4月8日(水)までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能で あると認められる者であること。
- 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和2年4月9日(木)までに入札参加資格確認結果通知書の郵送等により行う。

- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先 〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法
  - (1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限

令和2年4月10日(金)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所と する。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年4月10日(金)石川県警察本部庁舎2階 入札室(開札時間は、別表のとおり。)

6 入札方法

入札は、別表に定める案件ごとに行う。入札金額は、業務1回当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額をそれぞれ加算 した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者で あるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低 の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 8 入札に関する注意事項
- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合 において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
- 9 入札の無効

第13294号

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

別表

	案 件	契 約 期 間	予定者数	開札時間
1	定期健康診断に係る単価契約	契約締結の日から令和3年3月31日	1,300人	午後1時30分
2	B型肝炎抗原・抗体検査に係る単価契約	契約締結の日から令和2年6月5日	630人	午後1時40分

# 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会告示第9号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により設置した 教員確保・指導力向上推進室は、令和2年3月31日限り廃止した。

令和2年4月3日

石川県教育委員会

#### 石川県教育委員会告示第10号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、令和2年4月1日次のとおり室を設置した。

令和2年4月3日

石川県教育委員会

1 名称

教育振興・教員確保指導力向上推進室

2 位置

石川県教育委員会事務局内

- 3 分掌事務
- (1) 教育振興基本計画に関すること。
- (2) 教育関係職員等の研修の総合企画調整に関すること。

### 石川県教育委員会告示第11号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、保健体育課に所属する職員を令和3年度全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地を令和2年4月1日次のとおり指定した。

令和2年4月3日

石川県教育委員会

金沢市大樋町

# 公安委員会

## 石川県公安委員会告示第30号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、次の地域交通安全活動推進委員を委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第7号)第1条第2項の規定により告示する。

令和2年4月3日

# 石 川 県 公 安 委 員 会

令和2年度地域交通安全活動推進委員	昌
-------------------	---

活動区域管轄警察署	氏 名	住 所	委嘱年月日
金沢中警察署	佐 渡 和 明	金沢市	令和2年4月1日
	沖 津 勝 一	金沢市	
	高 田 千恵子	金沢市	
	田 中 貢	金沢市	
	北 川 雄 一	金沢市	
	山 下 茂 男	金沢市	
	源 正弘	金沢市	
	山 崎 百合子	金沢市	
	岩 井 重 哲	金沢市	
	山 岸 育 代	金沢市	
	東 良光	金沢市	
	薮 内 吉 巳	金沢市	
	前 川 由 美	金沢市	
金沢東警察署	關  仁	白山市	
	的場暎夫	金沢市	
	太 田 治 郎	金沢市	
	岩 田 修	金沢市	
	坂 本 守	金沢市	
	原 子 光 昭	白山市	
	米田彰	金沢市	
	中 村 里 美	金沢市	
	村 上 裕美子	金沢市	
金沢西警察署	喜 多 淳 児	金沢市	
	田 井 良 治	金沢市	
	中 村 美智子	金沢市	
	長 能 豊 実	金沢市	
	南 部 喜 孝	金沢市	
	西 山 勇	金沢市	
	福 永 珠 紀	金沢市	
	赤丸保子	金沢市	
大聖寺警察署	長澤 一郎	加賀市	
	岡田憲明	加賀市	
	上野幸司	加賀市	
	村中珠恵	加賀市	
	吉田五龍	加賀市	
	池田ゆかり	加賀市	
.1. +/\ #\ /= ==	小新知治	加賀市	
小 松 警 察 署	北村嘉章	小松市	
	森 金太郎	小松市	
	押野瑞代	小松市	
	築 田 洋 人	小松市	
	武田新平	小松市	
	兀 橋 雅 嗣	小松市	
	福島徹	小松市	

Mr. (827) 1776 181	00.00	5 187		11 11 11 21 221 222	
				髙 山 章 小松市	
能 美	警	察	署	村上忠志能美市	
				中 野 博 昭 能美市	
				津 田 淳 一 能美市	
				北 登志幸 能美郡川北町	
				角 谷 健 司 能美市	
白 山	警	察	署	亀 田 達 也  小松市	
				島 田 康 隆 白山市	
				河 奥 徳 光 白山市	
				今 井 信 介 白山市	
				二 木 喜 博 白山市	
				宮 森 八代江 白山市	
				大 長 行 雄 金沢市	
				北村達也 白山市	
				黛 孝 彦 白山市	
				中 川 敬 一 白山市	
				上 野 弘 子 野々市市	
				岡 本 美知子 白山市	
津 幡	警	察	署	中 町 賢 治 河北郡津幡町	
				幸 田 久 胡 河北郡内灘町	
				上 山 幸 吉 かほく市	
				廣瀬勝己 かほく市	
				川 幡 明 嗣 河北郡津幡町	
				杉本啓二かほく市	
羽咋	警	察	署	稲 岡 利 男 羽咋郡志賀町	
				霊 﨑 昇 一 羽咋郡志賀町	
				寺 口 優美子 羽咋郡志賀町	
				礒 見 篤 介 羽咋市	
				原 田 栄 羽咋市	
				橋 爪 由紀子 羽咋郡志賀町	
七尾	警	察	署	播摩正義七尾市	
				井 田 松 円 七尾市	
				田 尻 猛 七尾市	
				室 屋 佳 美 七尾市	
				領 家 優 鹿島郡中能登町	
				久 木 稔 夫 七尾市	
				瀧 中 亮 太 七尾市	
				坪 野 侃 七尾市	
輪島	警	察	署	里 谷 光 弘 輪島市	
				谷 内 廣 輪島市	
				高 田 雅 文 輪島市	
				木 村 隆 明 輪島市	
				森 脇 義 幸 輪島市	
				坂 本 間太彦 鳳珠郡穴水町	
				澤木繁輪島市	
			I		I
				<ul><li>権 野 正 輝 輪島市</li><li>山 田 謙太郎 鳳珠郡穴水町</li></ul>	

	米 田 美智江	鳳珠郡穴水町
珠 洲 警 察 署	山 根 義 昭	鳳珠郡能登町
	谷 口 信 幸	珠洲市
	安用寺 伯 文	珠洲市
	直川修次	珠洲市
	橋本忠雄	鳳珠郡能登町
	西中宏美	鳳珠郡能登町
	池崎高裕	鳳珠郡能登町
	高 山 哲 典	珠洲市
	向 平 節 子	鳳珠郡能登町

## 石川県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、令和2 年4月1日、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

令和2年4月3日

石 川 県 公 安 委 員 会

	т	<i>h</i>			** # IA
	氏	名		連絡先	活動区域
江	Ш		明	金沢市下本多町六番丁15番地1	(金沢市) 片町1~2丁目、木倉町、香林坊1~2丁目、広
油	谷		肇	金沢中警察署	坂1丁目、柿木畠、尾山町、竪町、大工町、十三間町、野町
諸	江		隆	生活安全課	2~4丁目、増泉1~5丁目、白菊町、中村町、石引1~2
井	Ŀ	佳	_	電話(076)222-0110	丁目、小立野2~5丁目、円光寺2丁目、西泉2丁目、西泉
鈴	木		勉		4丁目、泉本町7丁目、横川6丁目、額新保1丁目、もりの
北	Щ		隆		里1丁目
長	田	竜	夫	金沢市元町2丁目15番1号	(金沢市)木ノ新保町、此花町、本町2丁目、堀川町、堀川
坂	本		明	金沢東警察署	新町、広岡1丁目、昭和町、長田本町、駅西本町1丁目、諸
古	藤	順	恵	生活安全課	江町、割出町、武蔵町、笠市町、尾張町1~2丁目、橋場町、
的	場	定	志	電話 (076) 253-0110	鳴和2丁目、神宮寺2丁目、神谷内町、疋田2丁目、千木町、
					福久町、福久2丁目、福久東1丁目、南森本町、沖町、上場
					町、下堤町
長		定	弘	金沢市金石本町イ1番地1	(金沢市)新神田2丁目、藤江南2~3丁目、松村1~2丁
新	保	公	尉	金沢西警察署	目、無量寺3~4丁目、金石本町、専光寺町、藤江北2~3
				生活安全課	丁目、北町、駅西本町5丁目、西念2丁目、示野中町、畝田
				電話 (076) 266-0110	西1丁目、神野1丁目、北間町、黒田1丁目、古府2~3丁
					目、桜田町、示野町南、新保本3丁目、高畠3丁目、戸板西
					2丁目、松島町、大河端西1丁目、近岡町、古府町南
Щ	村	正	信	加賀市大聖寺東町1丁目1番地	(加賀市) 片山津温泉、山代温泉、山中温泉本町1~2丁目。
吉	田	公	_	大聖寺警察署	中代町、桑原町、箱宮町、上河崎町、庄町、三木町、作見町
下	П	猛	男	生活安全課	
東	野	武	子	電話 (0761) 72-0110	
大艺	丸谷	清	治		
Ш	南	英	信	小松市上小松町乙163番地の1	(小松市) 土居原町、東町、八日市町、飴屋町、大和町、清
上	村	英	-	小松警察署	水町、園町、本折町、大文字町、粟津町、長田町、平面町、
橋		恵	子	生活安全課	相生町、光町、符津町、今江町、一針町、宝町、長崎町、坂
久	田		進	電話 (0761) 22-0110	南町、栄町、寺町、井口町、湯上町、幸町、沖町、清六町
藤	田	圭	治	白山市倉光九丁目11番地1	(白山市) 辰巳町、西新町、水澄町、中奥町、村井町、田中
塚	本	茂	樹	白山警察署	町、番匠町、平松町、湊町、八日市町、森島町、倉光十丁目

立	野	_	正	生活安全課	小柳町、井口町、鶴来水戸町
				電話(076)216-0110	(野々市市) 本町一丁目、本町三丁目、本町六丁目、矢作四
					丁目、菅原町、高橋町、若松町、横宮町、御経塚二丁目、御
					経塚四丁目、新庄二丁目、徳用町、白山町
中	嶋	正	昭	河北郡津幡町字加賀爪ヌ40番地	(かほく市) 森、浜北、内日角、横山
中	村		勇	<b>の</b> 3	(河北郡津幡町) 字横浜、字中橋、字庄、北中条1丁目
				津幡警察署	
				生活安全課	
				電話 (076) 289-0110	
青	Щ	源	隆	羽咋市旭町ユ20番地4	(羽咋市) 石野町、大川町
				羽咋警察署	(羽咋郡志賀町)堀松、高浜町、大島、徳田
				生活安全課	(羽咋郡宝達志水町)敷浪、柳瀬
				電話 (0767) 22-0110	
西	Щ	光	男	七尾市藤橋町亥部45番地1	(七尾市) 和倉町、神明町、大手町、御祓町、本府中町、府
井	上		茂	七尾警察署	中町、古府町、国分町、千野町、藤野町、小島町、白馬町、
				生活安全課	中島町中島、舟尾町、藤橋町
				電話(0767)53-0110	(鹿島郡中能登町)井田

# 監 査 委 員

包括外部監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

平成31年3月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、石川県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月3日

石川県監査委員	焼	田	宏	明
同	增	江		啓
司	Щ	本	次	作
司	奥	村	曹	美

# 1 公表の範囲

平成30年度包括外部監査の結果に基づき石川県知事が講じた措置について、石川県知事から通知を受けた事項

## 2 公表の概要

平成30年度包括外部監査において指摘された事項について、次のとおり通知を受けた。

所 属 名	監 査 結 果 の 概 要	監査結果に基づき講じた措置
少子化対策監室	(交付要綱に基づかない支出)	交付要綱に基づく補助となるよう、
	実績報告を査閲したところ、「マイ保育園地域子育	交付要綱の見直しを行った。具体的に
	て支援拠点化推進事業」において、プラン作成の実施	は、「マイ保育園」に係る事業ごとに
	施設数がゼロにも関わらず、市町事務費を補助申請し	分かれていた交付要綱を統一するとと
	ている市町があった。	もに、広く「マイ保育園」の登録推進
	プラン作成に備えて事前にファイル等の消耗品を購	に係る事務費を補助対象とする旨、交
	入していた市町もあったが、「マイ保育園登録事業」	付要綱に明記した。なお、市町に対し、
	の事務費に充てている市町もあった。	改めて、補助内容の周知及び適切な補
	県は、マイ保育園登録推進のための市町事務費も	助申請の指導を行うこととした。
	「マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業」の補助	
	対象事務費として捉え、申請があれば認めているとの	
	ことだが、交付要綱に基づかない支出は認められるべ	
	きではなく、今後の申請は行わないよう指導するべき	

	である。なお、「マイ保育園登録事業」の事務費補助	
	がない点が、事業の継続を困難にするものなのか調査	
	し、必要があれば「マイ保育園登録事業」の補助金交	
	付要綱を見直すことが望まれる。	
少子化対策監室	(消費税等仕入控除税額の報告)	消費税仕入控除税額の報告の要否に
	交付要綱において、「事業完了後に消費税及び地方	ついて、補助事業者に定期的に問い合
	消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費	わせる等、確認を行い、報告書の提出
	税仕入控除税額が確定した場合は、報告しなければな	を指示することとした。
	らない」とされているが、県が補助対象者から、その	
	報告を受け取っていない事業が5つあった。	
	県は、補助事業者が、上記の報告をする必要がない	
	のか、あるいは報告する必要があるにも関わらず怠っ	
	ていたか、確認すべきであるが、その確認が行われて	
	いたい。	
	・一時預かり事業(事業3-2)	
	・地域子育て支援拠点事業(事業3-3)	
	・病児・病後児保育事業(事業3-7)	
	・放課後児童クラブ事業(事業3-8)	
	・次世代育成支援対策施設整備事業(事業3-21)	
健康推進課	(起案書類への決裁日の記載漏れ、課長の押印漏れ)	速やかに起案し、決裁に十分な時間
	起案文書に決裁日の記載漏れ、課長等の押印漏れが	を確保するなどして、再発防止を徹底
	散見された。適切な権限者により適切なタイミングで	することとした。
	決裁が行われていることを明確にするため、それらの	
	事実を漏れなく起案書類に残すべきである。	

16	令和 2 年 4 月 3 日 (金曜日)	石	Ш	県	公	報	第13294号